

 貨物概要

生のずわいがにから取り出した卵巣、内臓を集めて凍結した暗緑色ブロック状のもの。輸入後解凍し、水で洗い加熱、油抜きした後、食用に供する。

 分類

関税率表第 0306.14 号（統計番号 0306.14-020）の冷凍したかに

 分類理由

ずわいがにの内臓器官であり、食用に供する物品であることから、第 5 類には分類されません（第 5 類注 1 参照）。

甲殻類の部分の分類については、関税率表解説第 03.06 項において「この項には、また、甲殻類の部分...を含む。」とされていることから、甲殻類の部分は、他の項（第 05.08 項（甲殻類の殻）、第 05.11 項（甲殻類のくず）、第 23.01 項（甲殻類の粉、ミール及びペレットで食用に適しないもの））に該当するものを除き、関税率表に関する通則 1 に基づき甲殻類として分類されます。

加熱処理がされていない生（冷凍）のずわいがにの部分であることから、上記のとおり分類されます。

◆ ◆ ◆

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）